

証券コード 6644
2019年6月12日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
大崎電気工業株式会社
取締役会長 渡 辺 佳 英

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
 2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館1階 ニュイ (NUIT)
(末尾の株主総会会場ご案内図ご参照)
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1 第105期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第105期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定により、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osaki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

-
- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osaki.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さい。
 - 株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解下さいますようお願い申し上げます。

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一つとして位置付けており、安定的な配当を継続することを前提としつつ、業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、DOE（株主資本配当率）2%と、配当性向30%のいずれか高い額を目安に決定いたします。

また内部留保については、長期的な企業価値の拡大を目指し、競争力強化のための研究開発投資や設備投資の原資とすると共に、M&Aも含めて今後の事業展開に有効活用し、業績の向上に努めてまいります。

上記の方針に基づき、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、489,210,850円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

【ご参考】

	1株当たり配当金			配当金総額	連結配当性向
	中間	期末	年間		
2018年3月期	10円	10円	20円	976百万円	36.6%
2019年3月期(予定)	10円	10円	20円	978百万円	54.1%

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役阿藎達雄氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

きた い く み こ
北井 久美子
(1952年10月29日生)

所有する当社株式の数
一株

新任

社外

独立

■ 略歴

- 1976年 4月 労働省入省
- 1996年 4月 同省婦人局婦人政策課長
- 1999年 7月 静岡県副知事
- 2003年 8月 厚生労働省大臣官房審議官
- 2005年 8月 同省雇用均等・児童家庭局長
- 2006年 9月 中央労働委員会事務局長
- 2007年 8月 厚生労働省退官
- 2007年 8月 中央労働災害防止協会専務理事
- 2011年 6月 宝ホールディングス株式会社社外監査役（現任）
- 2012年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
- 2012年10月 東京都公安委員会委員（現任）
- 2014年 6月 株式会社協和エクシオ社外取締役（2019年6月21日退任予定）
- 2014年 6月 三井住友建設株式会社社外取締役（2019年6月27日退任予定）
- 2014年 7月 勝どき法律事務所開設（現任）

■ 重要な兼職の状況

勝どき法律事務所弁護士
宝ホールディングス株式会社社外監査役
東京都公安委員会委員

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 社外監査役候補者とした理由

北井久美子氏は、弁護士としての専門知識のほか、中央省庁等の要職を歴任した幅広い見識と、上場企業の社外取締役や社外監査役としての実績があり、当社のガバナンス強化に資するとともに、監査役職務を適切に遂行していただける人物であることから、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 北井久美子氏が社外取締役を務めている（2019年6月27日退任予定）三井住友建設株式会社は、2016年1月に国土交通省より、基礎杭工事に関連した建設業法違反を理由に、関係法令遵守のための研修実施等を内容とする指示処分及び1箇月間の指名停止措置を受けました。同氏は、当該処分・措置の対象となった事実について、事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会等の場において、法令遵守体制の強化について提言・意見表明を行っておりました。当該事実判明後は、取締役会その他の重要な会議における審議を通じて、法令遵守の徹底、適切な再発防止策の策定等、内部統制システムの強化への取り組みを推進すべく、積極的に提言・意見表明を行うなどしてその職責を全うしております。
2. 北井久美子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 新たに社外監査役候補者となりました北井久美子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

以上

〈ご参考〉

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という。）または社外役員候補者が、会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ以下の独立性基準の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該者は独立性を有しているものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者。
当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。なお、業務執行者とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役員、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいい、過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者。
当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者および直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
3. 当社または子会社の会計監査人である監査法人に所属する者。
所属する者とは過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家または当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。
なお、多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える額（以下、同じ。）をいう。
5. 当社から多額の寄付を受けている者または当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者。
6. 当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）が、他の会社の取締役、監査役、執行役員および執行役員を兼務している場合において、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員および執行役員をいい、過去3年間において該当していた者を含む。
7. 当社の主要株主。
当該主要株主が法人、組合等の団体である場合は、その業務執行者。なお、主要株主とは、当社総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者をいう。
8. 上記の1から7に該当する者および以下のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または2親等以内の親族。
 - (1) 当社の子会社の業務執行者に現在または過去3年間において該当する者。
 - (2) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）に、現在または過去3年間において該当する者。
 - (3) 当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に、現在または過去3年間において該当する者。なお、重要な者とは、業務執行者については、各会社・取引先の役員・部長クラスの者をいい、団体に所属する者については弁護士、公認会計士を含む。また、上記6の場合は、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）をいう。

以 上

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、活発な設備投資や内需に支えられて緩やかな回復基調が続きました。一方、海外では米中貿易摩擦の過熱や英国のEU離脱問題などにより先行きの不透明感が広がりました。

このような中、当社グループにおいては、国内は主力製品のスマートメーターの高い需要が継続し、一部電力会社における在庫調整も下期は一段落しましたが、好調だった前年度の売上には及びませんでした。

海外においては、需要が高まっているオーストラリア向けスマートメーターの売上が拡大しました。また、中東の新規案件が寄与したほか、英国で通信ハブの売上も増加したことから、増収となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は前年度比4.2%増の82,089百万円となりました。コスト面については、海外において、一部電子部材不足に起因する生産遅れに伴うコストの増加、製品売上構成の変化等により原価率が上昇し、営業利益は前年度比22.5%減の4,299百万円と減益となりました。経常利益は前年度比23.8%減の4,293百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比32.2%減の1,806百万円となりました。

	2018年3月期	2019年3月期	前年度比	
			金額	比率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	78,780	82,089	3,308	+4.2
計測制御機器事業	76,947	80,239	3,291	+4.3
その他	1,977	2,152	175	+8.9
調整額	△144	△302	△157	－
営業利益	5,544	4,299	△1,245	△22.5
計測制御機器事業	5,330	3,999	△1,331	△25.0
その他	206	294	88	+42.7
調整額	8	5	△2	△28.6
経常利益	5,634	4,293	△1,341	△23.8
親会社株主に帰属する当期純利益	2,666	1,806	△859	△32.2

(2) 対処すべき課題

① 会社の基本経営方針

当社グループは、エネルギー関連の様々な社会的課題を解決する“Global Energy Solution Leader”となることをビジョンに掲げており、エネルギー・ソリューション分野を中心に、新しい価値創造を国内外に発信し続け、持続的に成長していくことを目指します。

② 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、今後5年間を見据えると、大きな変化が予想されます。国内では、機械式電力量計からスマートメーターへの切替え需要のピークアウトを迎え、6年後の2025年3月期からのスマートメーターの更新需要までの間、厳しい市場環境が想定されます。

このような環境下、スマートメーターの製造・販売に加えて、エネルギー最適化、検針業務の省人化等を実現するソリューションサービスを幅広い顧客向けに提供していきます。また、様々なパートナーと提携し、当社の計測・制御技術とIoT、AIを組み合わせるライフスタイルやビジネススタイルを変える新規事業の創出に取り組むとともに、スマートメーター更新需要時の「次世代技術を活用した新たな電力プラットフォーム」化に伴うビジネス機会へ向けて、高付加価値な新製品・サービスの開発を行います。

一方、海外は、英国を中心としたスマートメータープロジェクトへ向けた先行投資を行ってきましたが、次年度より英国での本格的な出荷増を見込んでいます。また、オーストラリアや中東地域でのスマートメーター及び上位系システムへの需要が高まっており、収益向上に貢献する機会・案件が増えています。

今後、これらの急激な需要増への開発・生産対応が課題となります。海外事業を推進するEDMIグループの生産拠点を最大限活用しつつ、外部への生産委託も含めてグループとしての生産計画を当社が中心となって策定していきます。また、生産性向上を考慮したスマートメーターの設計についても、当社とEDMIグループが緊密に連携していきます。

a 中期経営計画の重点戦略

- 利益を重視したグローバル成長
- スマートメーターの付加価値創出
- コアとなる新製品・新事業の創出
- グループ経営基盤の強化

b 中期経営計画の連結計数目標

	2020年3月期 計画	2021年3月期 目標	2022年3月期 目標	2024年3月期 イメージ
売上高	百万円 92,000	百万円 100,000	百万円 105,000	
営業利益	4,300	5,000	6,000	百万円 8,000以上
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,600	2,000	3,000	

c 経営指標

ROE（自己資本当期純利益率）の持続的な向上を目指します。

	2020年3月期 計画	2021年3月期 目標	2022年3月期 目標	2024年3月期 イメージ
ROE	3.3%	4%	6%	8%以上

(3) 資金調達の状況

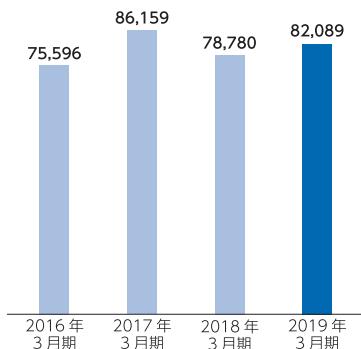
- ① 当連結会計年度では、海外子会社における資金需要の増加に対応するため、取引銀行より短期借入金で8,972百万円を調達いたしました。
- ② 当社は、運転資金の効率的な調達を目的として、取引銀行と貸出コミットメント契約（総額30億円）を締結しております。
なお、当期末現在、当該契約による借入金残高はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

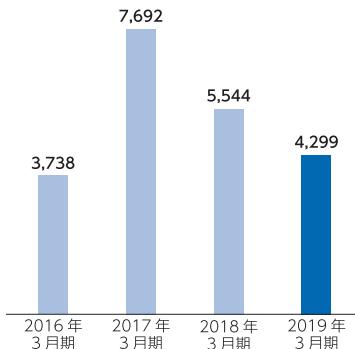
	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	75,596	86,159	78,780	82,089
営業利益	3,738	7,692	5,544	4,299
経常利益	4,003	7,426	5,634	4,293
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,493	3,803	2,666	1,806
1株当たり当期純利益 (円)	33.46	80.65	54.63	36.95
総資産	87,428	92,206	85,785	98,314

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を当年度の期首から適用しており、前年度については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

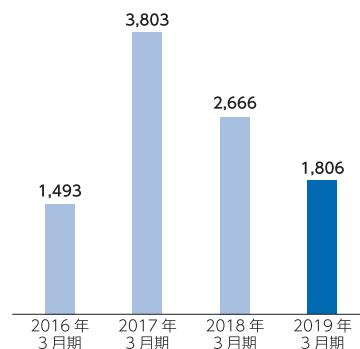
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社エネゲート	百万円 497	51.0 %	電気機械・器具の製造販売
OSAKI United International Pte. Ltd.	百万シンガポールドル 10	100.0	E D M Iグループの統括
E D M I Limited	百万シンガポールドル 54	100.0 (100.0)	電気機械・器具の製造販売
大崎電気システムズ株式会社	百万円 358	89.9	電気機械・器具の製造販売
大崎データテック株式会社	百万円 350	100.0	検針システム・機器の開発販売
大崎エンジニアリング株式会社	百万円 484	100.0	機械・装置の製造販売
大崎エーステート株式会社	百万円 310	100.0	不動産の賃貸

(注) 「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主な製品・サービス
計測制御機器事業	電力量計 計器用変成器 光通信関連製品 監視制御装置 配・分電盤 検針システム
その他の	センサーデバイス・高機能デバイス関連装置 エネルギー・照明関連装置 FPD関連装置 不動産の賃貸

(7) 主要な事業所及び営業所

① 当社

本社	(東京都品川区)	
事業所	埼玉 (埼玉県三芳町)	
営業所	札幌	(札幌市中央区)
	名古屋	(名古屋市東区)
	広島	(広島市中区)
	仙台	(仙台市青葉区)
	大阪	(大阪市北区)
	沖縄	(沖縄県那覇市)

② 子会社

株式会社エネゲート	本社 (大阪市北区)	他
OSAKI United International Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	
E D M I L i m i t e d	本社 (シンガポール)	
大崎電気システムズ株式会社	本社 (東京都品川区)	他
大崎データテック株式会社	本社 (東京都品川区)	他
大崎エンジニアリング株式会社	本社 (埼玉県入間市)	
大崎エスレート株式会社	本社 (東京都品川区)	

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,184 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	3,897

(9) 従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前期末比増減
計測制御機器事業	3,300名	426名増
その他	83名	3名減
合計	3,383名	423名増

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,921,085株（自己株式346,095株を除く）
- (3) 株主数 4,516名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,769 千株	7.7 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,684	7.5
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,986	4.0
大 崎 電 気 工 業 取 引 先 持 株 会	1,598	3.2
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,552	3.1
九 電 テ ク ノ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	1,389	2.8
重 田 康 光	1,155	2.3
渡 辺 佳 英	1,151	2.3
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	1,104	2.2
中 部 電 力 株 式 会 社	1,020	2.0

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第2位以下を切捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

当社は株式報酬型新株予約権を発行しており、その内容は下記のとおりであります。

- ① 保有する新株予約権の数
7,283個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式728,300株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 当社役員の保有状況

	名 称 (取締役会発行決議日)	行 使 期 間	1株当たり行使価額	個 数	保有者数
			1株当たり発行価格		
取締役	第1回株式報酬型 新株予約権 (2009年8月5日)	2009年9月16日～ 2039年9月15日	1円	418個	5名
			933円		
取締役	第2回株式報酬型 新株予約権 (2010年7月13日)	2010年8月7日～ 2040年8月6日	1円	480個	5名
			665円		
取締役	第3回株式報酬型 新株予約権 (2011年7月13日)	2011年8月5日～ 2041年8月4日	1円	500個	6名
			721円		
取締役	第4回株式報酬型 新株予約権 (2012年8月3日)	2012年9月13日～ 2042年9月12日	1円	708個	6名
			443円		
取締役	第5回株式報酬型 新株予約権 (2013年7月9日)	2013年8月8日～ 2043年8月7日	1円	737個	7名
			497円		
取締役	第6回株式報酬型 新株予約権 (2014年7月10日)	2014年8月8日～ 2044年8月7日	1円	918個	9名
			527円		
取締役	第7回株式報酬型 新株予約権 (2015年7月13日)	2015年8月8日～ 2045年8月7日	1円	855個	9名
			628円		
取締役	第8回株式報酬型 新株予約権 (2016年7月11日)	2016年8月9日～ 2046年8月8日	1円	779個	9名
			858円		
取締役	第9回株式報酬型 新株予約権 (2017年7月12日)	2017年8月9日～ 2047年8月8日	1円	828個	9名
			707円		
取締役	第10回株式報酬型 新株予約権 (2018年7月10日)	2018年8月9日～ 2048年8月8日	1円	1,060個	13名
			690円		

- (注) 1. 上記の新株予約権は、役員退職慰労金に代わる株式報酬として当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役は、行使期間内で、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までに、新株予約権の全数を一括して行使することができます。
2. 監査役が保有する新株予約権はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	渡 辺 佳 英	大崎電気システムズ(株)代表取締役会長 OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役会長
取締役社長 (代表取締役)	渡 辺 光 康	OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役 兼最高経営責任者
取締役副社長 (代表取締役)	川 端 晴 幸	
専務取締役	根 本 和 郎	管理本部長
常務取締役	上 野 隆 一	経営戦略本部長
常務取締役	駒 沢 聰 一	技術開発本部長
取締役	畠 山 淳 実	生産本部長
取締役	太 田 毅 彦	営業本部長
取締役	阿 部 純 一	技術開発本部副本部長兼研究開発センター長
取締役	畠 山 広 行	管理本部副本部長兼人事部長
取締役	徳 本 法 之	生産本部副本部長兼業務部長
取締役	小 野 信 之	営業本部副本部長兼新事業推進室長
取締役	横 井 博 幸	(株)エネゲート代表取締役副社長
取締役	高 島 征 二	
常勤監査役	笠 井 伸 啓	
監査役	堀 長 一 郎	
監査役	山 中 利 雄	
監査役	阿 蒜 達 雄	
監査役	山 本 滋 彦	

- (注) 1. 取締役のうち、高島征二、笠井伸啓の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、阿蒜達雄、山本滋彦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 上記社外取締役及び社外監査役の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
 4. 監査役山中利雄氏は、当社の経理部長として経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は以下のとおりであります。

①就任

2018年6月28日開催の第104回定時株主総会において、阿部純、畠山広行、徳本法之、小野信之の各氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

2018年6月28日開催の第104回定時株主総会において、堀長一郎氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

②退任

2018年6月28日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、取締役高野澄雄、沼崎邦明、堀長一郎、星野邦行の各氏が任期満了により退任いたしました。

2018年6月28日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、監査役吉野伸氏が任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と社外取締役高島征二、笠井伸啓の両氏ならびに監査役堀長一郎、山中利雄の両氏及び社外監査役阿蘇達雄、山本滋彦の両氏とは、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	19名 (2)	357 (17) 百万円
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	57 (19)
計	24	414

- (注) 1. 上記の人数には、2018年6月28日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の総額には、ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く）13名に対し付与した株式報酬型新株予約権に係る当事業年度の費用計上額73百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	高島 征二	16回中 16回 (100%)	—	電気通信大手企業等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。
社外取締役	笠井 伸啓	16回中 16回 (100%)	—	計測事業業務等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。
社外監査役	阿 赫 達 雄	16回中 15回 (93%)	14回中 14回 (100%)	大手銀行等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。
社外監査役	山 本 滋 彦	16回中 16回 (100%)	14回中 14回 (100%)	大手証券会社等の豊富な経営経験や実務知識ならびに対法人ビジネスへの高い見識をもとに、助言や提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 原会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社の子会社のうち、OSAKI United International Pte. Ltd. はRSM Chio Lim LLPの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日の取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を制定し、以後適宜改定を行ってきましたが、2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い全般的に内容の見直しを行い、同年5月8日の取締役会で以下のとおり改定をしております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款、社内規程及び社会規範等を遵守するための大崎電気グループ企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアルを定めるほか、大崎電気グループコンプライアンス・ハンドブックを発行し、その周知徹底と遵守の推進を図る。
 - b 当社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、子会社各社における内部統制体制の実効性を高めるための諸施策を立案・実施し、子会社への指導・支援等を行う。
 - c 経営監査室は、当社及び内部監査部門のない子会社各社の内部監査を計画的に実施して業務の適正性や効率性を監査し、コンプライアンス体制の強化・改善を図る。
 - d 大崎電気グループは、ヘルプライン制度の適切な運営により、取締役及び使用人の法令違反や不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化に努める。
 - e 大崎電気グループは、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき業務を運営し、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保する。
 - f 大崎電気グループは、大崎電気グループ企業行動憲章に基づき、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、取締役会規程ほか社内規程に従い、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - b 当社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当社は、当社の各部署及び各委員会（コンプライアンス、品質管理、環境保全、PL、安全保障輸出管理）がリスク管理規程及びリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクの特定、分析、評価を行い、リスクマップを作成する。また、認識されたリスクに対し必要な対策を講じリスクの低減を図る。子会社については、各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合には、当社に適切な情報が伝達される体制を整備する。
 - b 経営監査室は、内部監査により当社及び内部監査部門のない子会社各社のリスク管理状況を監査する。その結果を定期的に当社取締役会に報告し、当該取締役会において改善策を審議決定する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当社は、毎期初に取締役が共有する当社及び大崎電気グループ全体の目標を定め、この目標達成に向けて具体的な年度事業計画を策定する。また、月次・四半期ごとに目標の達成状況をレビューし、結果を当社各部門及び子会社にフィードバックすることにより、業務の有効性・効率性を確保する。
 - b 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか必要に応じて開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努める。
 - c 当社は、原則として常務取締役以上で構成される経営会議を原則週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行う。
 - d 当社及び子会社の日常業務は、それぞれの職務権限規程、稟議規程等に基づき業務を遂行する。
- ⑤ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- a 当社の子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について当社に報告する義務を負う。
 - b 当社は、原則として国内子会社については、グループ経営協議会を開催し、当該子会社の業績その他必要な事項の協議を行う。また、主要な海外子会社については、業績その他重要な経営課題等を当社取締役会に定期的に報告する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置することとする。
 - 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事異動については監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人（以上の者から報告を受けた者を含む）が当社の監査役に報告をするための体制と当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正の事実または企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告する体制を確保する。
 - 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、法定の事項に加え、企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、グループヘルプライン制度による通報状況及びその内容を遅滞なく当社監査役に報告する体制を確保する。
 - 大崎電気グループは、ヘルプライン制度により通報したことを理由として、当該通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の取締役は、監査役による監査が円滑に行われることを確保するため、監査に係る諸費用について必要な予算措置を行う。
- ⑨ その他当社の監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社取締役会は、業務の適正を確保するため、当社の取締役会、経営会議等重要な会議への監査役出席を確保する。
 - 当社代表取締役は監査役と定期的に意見交換する機会を確保する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

上記基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- コンプライアンスに関する取組状況
 - コンプライアンス委員会を年1回開催し、「リスク管理状況」のモニタリングの実施

と、ヘルプライン通報事案について審議した。

- b コンプライアンス研修として、役員向けの会社法勉強会、新入社員向けの導入研修の他、不祥事予防を意識した管理職向け「不祥事防止と内部通報制度の重要性」研修を実施し、グループ各社への注意喚起を含め、ヘルプライン制度の運用環境整備に取り組んだ。
- c 当社内部監査部門による監査は、当社については7部署に対して実施したほか、昨年実施した部署の改善状況を確認するフォローアップ監査を7部署実施した。また、今年度から年1回の全部署を対象にした書面による自己監査を開始して、監査の実効性の強化を図っている。
- d ヘルプライン制度については、2016年12月から経営陣から独立した外部通報窓口として法律事務所を加え、さらに監査役会への報告ラインも明確化している。今年度通報実績としては当社窓口には1件の通報があり適切に対応した。

② 損失の危機の管理に関する取組状況

- a 3か年計画（2017～2019年度）となる「リスク対策（全体計画）」に基づき、2017年度の実施結果を検証するとともに今年度のリスク管理計画を作成、2018年11月の取締役会で中間達成状況を報告した。

③ 職務の執行が効率的に行われることに関する取組状況

- a 期初に事業計画を策定し、毎月の幹部会及び四半期ごとの取締役会で達成状況を報告。問題点はその都度解決策を検討し、実施した。
- b 取締役会を年16回開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努めた。また、子会社は取締役会を原則毎月または3か月に1回開催し、職務の効率的運用に努めた。
- c 経営会議を原則週1回開催し、当社グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行った。
- d 2019年2月に、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とし、委員長を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置し、ガバナンス強化を図った。
- e 子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について適宜当社経営戦略本部に報告した。

f 国内子会社は、2018年6月及び7月に大崎グループ経営協議会を開催し、業績等の計画、実績及び経営課題等を当社の経営幹部に報告した。また、主要な海外子会社2社は、年2回当社取締役会に業績等の計画、実績及び経営課題等の報告を行った。

④ 監査役監査の実効性の確保等に関する取組状況

- a 監査役職務を補助すべき専任の担当者1名を配置。当該担当者は監査役の指揮命令下で職務を遂行している。
- b 監査に係る諸費用は予算措置を行い、すべて会社の経費として処理した。
- c 監査役は、当社の取締役会、経営会議等重要な会議へ出席したほか、当社代表取締役と年2回会合を持ち、意見交換を実施した。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	57,923	流動負債	33,260
現金及び預金	13,892	支払手形及び買掛金	10,468
預 け 金	2,601	電子記録債 務	4,038
受取手形及び売掛金	19,836	短期借入 金	10,703
商品及び製品	6,484	未払法人税等	841
仕 掛 品	3,766	賞 与 引 当 金	1,733
原材料及び貯蔵品	9,436	役員賞与引当金	0
そ の 他	2,510	製品保証引当金	46
貸倒引当金	△ 605	そ の 他	5,426
固定資産	40,391	固 定 負 債	6,172
有形固定資産	28,124	長期借入 金	36
建物及び構築物	9,566	リ ー ス 債 務	767
機械装置及び運搬具	3,861	役員退職慰労引当金	108
土 地	12,503	退職給付に係る負債	2,254
リ ー ス 資 産	1,180	繰延税金負債	2,265
建設仮勘定	186	そ の 他	740
そ の 他	825	負 債 合 計	39,432
無形固定資産	1,730	(純資産の部)	
の れ ん	615	株 主 資 本	44,162
そ の 他	1,115	資 本 金	7,965
投資その他の資産	10,535	資 本 剰 余 金	8,750
投資有価証券	5,735	利 益 剰 余 金	27,669
退職給付に係る資産	1,054	自 己 株 式	△ 223
繰延税金資産	1,150	その他の包括利益累計額	3,532
そ の 他	2,597	その他有価証券評価差額金	1,412
貸倒引当金	△ 2	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,763
資 産 合 計	98,314	退職給付に係る調整累計額	356
		新 株 予 約 権	474
		非支配株主持分	10,710
		純 資 産 合 計	58,881
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,314

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		82,089
売上原価		61,824
売上総利益		20,264
販売費及び一般管理費		15,965
営業利益		4,299
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	149	
受取配当金他	48	
その他	196	419
営業外費用		
支払利息	149	
為替差損	105	
固定資産除却損	123	
その他	47	425
経常利益		4,293
特別利益		
子会社清算益	68	68
特別損失		
減損による損失	27	
災害による損失	57	84
税金等調整前当期純利益		4,277
法人税、住民税及び事業税	1,672	
法人税等調整額	△ 2	1,669
当期純利益		2,607
非支配株主に帰属する当期純利益		801
親会社株主に帰属する当期純利益		1,806

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,750	百万円 26,757	百万円 △ 297	百万円 43,176
会計方針の変更による累積的影響額			83		83
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,965	8,750	26,841	△ 297	43,260
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 977		△ 977
親会社株主に帰属する当期純利益			1,806		1,806
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分			△ 1	74	73
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	827	74	902
当 期 末 残 高	7,965	8,750	27,669	△ 223	44,162

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	百万円 1,586	百万円 1,556	百万円 390	百万円 3,534	百万円 475	百万円 10,654	百万円 57,840
会計方針の変更による累積的影響額							83
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,586	1,556	390	3,534	475	10,654	57,924
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 977
親会社株主に帰属する当期純利益							1,806
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							73
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 174	207	△ 34	△ 1	△ 0	56	54
当期変動額合計	△ 174	207	△ 34	△ 1	△ 0	56	957
当 期 末 残 高	1,412	1,763	356	3,532	474	10,710	58,881

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	25,618	流動負債	15,411
現金及び預金	9,619	支払手形	49
受取手形	215	買掛金	2,367
売掛金	6,291	電子記録債権	3,481
リース投資資産	184	関係会社短期借入金	5,665
商品及び製品	2,372	1年内返済予定の長期借入金	1,530
仕掛品	774	リース負債	190
材料及び貯蔵品	679	未払金	182
関係会社短期貸付金	5,137	未払費用	635
未収入金	342	未払法人税等	314
前払費用	16	前受り金	29
その他金	15	預賞金	39
貸倒引当金	△ 30	与引当金	520
固定資産	29,443	その他	403
有形固定資産	5,433	固定負債	1,646
建物	2,703	リース負債	523
構築物	45	繰延税金負債	388
機械及び装置	574	その他	735
車両運搬具	32	負債合計	17,058
工具、器具及び備品	396	(純資産の部)	
土地	1,582	株主資本	36,116
リース資産	13	資本剰余金	7,965
建設仮勘定	84	資本準備金	8,047
無形固定資産	803	利益剰余金	20,325
ソフトウェア	785	利益準備金	698
その他	18	その他利益剰余金	19,626
投資その他の資産	23,206	別途積立金	7,800
投資有価証券	5,067	繰越利益剰余金	11,826
関係会社株	14,442	自己株	△ 223
関係会社長期貸付金	1,886	評価・換算差額等	1,412
前払年金費用	541	その他有価証券評価差額金	1,412
リース投資資産	505	新株予約権	474
その他	771	純資産合計	38,003
貸倒引当金	△ 8	負債・純資産合計	55,062
資産合計	55,062		

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		34,413
売上原価		25,500
売上総利益		8,913
販売費及び一般管理費		6,061
営業利益		2,851
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,026	
その他の	75	1,102
営業外費用		
支払利息	54	
その他の	31	86
経常利益		3,867
税引前当期純利益		3,867
法人税、住民税及び事業税	707	
法人税等調整額	13	721
当期純利益		3,146

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,047	百万円 698	百万円 7,800	百万円 9,575
会計方針の変更による累積的影響額					83
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,965	8,047	698	7,800	9,658
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 977
当期純利益					3,146
自己株式の取得					
自己株式の処分					△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	2,168
当 期 末 残 高	7,965	8,047	698	7,800	11,826

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	百万円 △ 297	百万円 33,789	百万円 1,586	百万円 475	百万円 35,851
会計方針の変更による累積的影響額		83			83
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 297	33,873	1,586	475	35,935
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△ 977			△ 977
当期純利益		3,146			3,146
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
自己株式の処分	74	73			73
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 174	△ 0	△ 174
当期変動額合計	74	2,242	△ 174	△ 0	2,068
当 期 末 残 高	△ 223	36,116	1,412	474	38,003

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 原 会計事務所

代表社員 公認会計士 六本木 浩 嗣 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大石 正 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大崎電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 原 会計事務所

代表社員 公認会計士 六本木 浩 嗣 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大石 正 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。さらに、取締役会及び幹部会、事業計画審議会等の重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人監査法人原会計事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

大崎電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 長一郎 ㊟

監査役 山 中 利 雄 ㊟

社外監査役 阿 蒜 達 雄 ㊟

社外監査役 山 本 滋 彦 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

八芳園 本館1階 ニュイ (NUIT)

東京都港区白金台一丁目1番1号 TEL 03-3443-3111



交通

地下鉄：東京メトロ南北線・都営三田線「白金台駅」2番出口より徒歩1分

都営バス：「品川駅高輪口」より「白金小学校前」下車、徒歩1分

〈品93〉大井競馬場前発～品川駅前経由～目黒駅前行き